

## 第4章 目標の実現に向けて

本章では、「第3章 芦屋市が目指す環境の姿」において、5つの基本目標の実現に向けた施策の方向性として設定した7つの基本方針毎に具体的な環境施策を展開する。

### 1 環境教育・環境学習の推進

“環境教育・環境学習の推進”は、次に示す基本目標の実現に向けた施策の方向性を示すものである。

- 基本目標 芦屋エコライフの普及
- 基本目標 人と自然とのふれあいの推進
- 基本目標 環境への負荷の低減
- 基本目標 美しいまちなみの保全
- 基本目標 参画と協働の推進

#### 環境教育・環境学習の推進に向けて実施する事項

##### (1) 環境学習の推進

- 環境学習の推進体制づくり
- 環境学習登録制度の導入
- 環境学習への支援
- 人材の育成

##### (2) 環境教育の推進

- 学校における環境教育の推進
- 職場における環境教育の推進

##### (3) 環境学習の場の保全

- 環境学習の場の管理
- 環境学習の場の整備

##### (4) 環境情報の充実

- 環境情報の把握
- 環境情報の発信

## (1) 環境学習の推進

環境教育・環境学習<sup>1)</sup>は、「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成すること」<sup>2)</sup>と定義付けられる。

この効果的な実践のために、市民・事業者・市の環境への関心と理解を高め、参画と協働により、環境の保全に関する活動が促進されるよう、生涯学習と連携した環境学習を推進する。

### 環境学習の例

#### 【形式】

##### ● イベント型

環境セミナー・シンポジウム，フリーマーケット，リユースフェスタ，展示会等

##### ● 体験型

自然観察会，星空観察会，まちなみウォッチング，施設見学会，美化活動等

#### 【テーマ】

● 生活（ごみ，買い物，美化，省エネルギー，自然災害 等）

● 自然（貴重な生きもの，身近な生きもの，生態系，人と自然との関わり 等）

● 公害（自動車，生活排水，悪臭，騒音・振動 等）

● 地域（景観，安全・安心，歴史・文化，緑化，地域交流，参画と協働 等）

● 地球（地球温暖化，森林破壊，オゾン層の破壊 等）



フリーマーケット



親子星空観察会

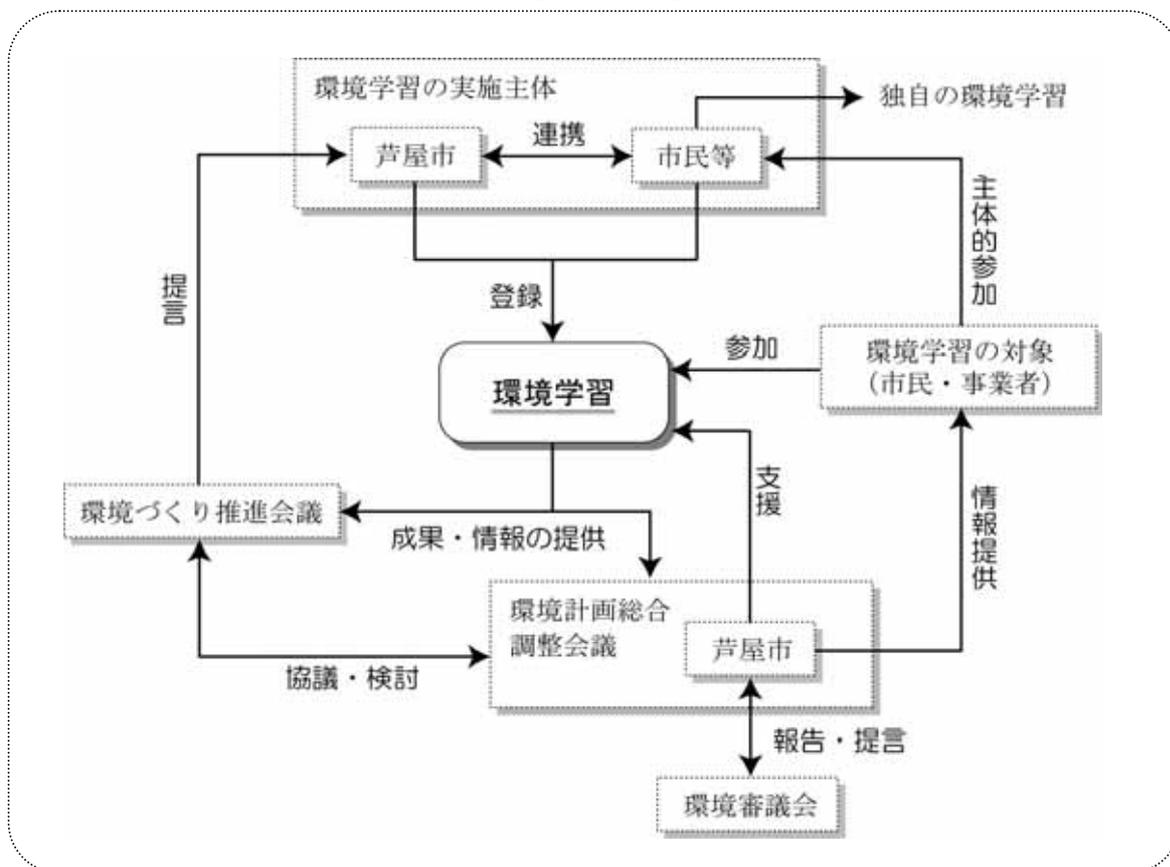
1) 環境学習は、主体が学習者側にあるという点で環境教育と使い分けられる。本計画では、児童，生徒，被雇用者に対するものを環境教育，それ以外を環境学習として表現するものとする。

2) 「これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会をめざして - 」(平成 11 年 中央環境審議会答申)

## 環境学習の推進体制づくり

人的交流や情報交流の促進を図りながら，環境学習を推進していくための体制を整備する。

### 環境学習の推進体制



## 環境学習登録制度の導入

市民等が実施する環境学習に位置付けられる活動を，一定の要件を設けた上で登録し，市が実施する活動と併せて推進するとともに，環境学習の成果を発表しあう場の形成に努める。

また，環境学習として登録する際の必要事項等を記載した「環境学習実施要領」を作成し，広く周知を図る。

### 環境学習登録の必要事項例

- 環境学習の目的を明確にする。
- 体験型環境学習を重視する。
- 野外活動等における安全面に配慮する。
- 環境学習の事後評価を実施する。
- 環境学習の成果と得られた情報を公表する。

## 環境学習への支援

市民・事業者が中心となって取り組む環境学習について支援する。

### 環境学習への支援内容の例

#### ●情報の発信

環境学習の紹介，参加者の募集，連絡先，イベントの広報，環境学習の成果，環境学習の教材等をホームページ等で発信する。

#### ●情報の提供

人材情報，補助制度，環境学習に関する資料，環境に関するデータ等を提供する。

#### ●その他

公共施設の利用，資材や資料等の貸与，専門家の派遣等

## 人材の育成

公民館講座等を活用して，環境保全活動のリーダーとなる人材の育成に努める。

また，平成16年10月に完全施行された『環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律』に規定された人材認定等事業の登録制度の活用などを視野に入れ，環境保全活動の推進に役立つ人材育成を推進する。

## (2) 環境教育の推進

環境への理解を促進するための活動として，学校の児童・生徒や職場における被雇用者に対する環境教育を推進する。

環境教育を推進する際には，目的を明確にして，プログラムに体験的な要素を盛り込むよう努める。

### 学校における環境教育の推進

次世代を担う児童・生徒への環境教育の充実を目的として，教職員等と連携を図りながら，環境情報の提供，環境教育に係る制度や人材の紹介等を実施する。

また，環境学習との連携による環境教育の推進に努めるとともに，成果を発信し，市全体での情報の共有を図る。

### 職場における環境教育の推進

事業者や市の事務・事業における環境配慮の促進を目的として，職場における環境教育の推進を図る。

特に，市は環境教育に率先して努め，環境教育に用いた資料や活動成果等を発信し，事業者の自発的な環境教育を促進する。

### (3) 環境学習の場の保全

前計画を策定した平成7年以降，県による芦屋川へのウォータークッション<sup>1)</sup>等の整備や，仲ノ池緑地における自然生態観察公園，ビオトープ<sup>2)</sup>の整備等を進め，特に，市街地において環境学習の場の充実を図ってきた。

今後は，これらの保全に努め，六甲山などの既存の場と併せて，体験型環境学習への活用を図る。

#### 環境学習の場の管理

市民等との協働による芦屋川，仲ノ池緑地，公園や学校のビオトープ等の管理・監視の方法を検討する。

また，それらの場に生息する生きものの状況を把握し，ビオトープ等の整備による成果を確認する方法についても併せて検討する。

#### 環境学習の場の整備

環境学習の場の整備状況や，生態系の状況などから，必要と判断される補修，改善等の措置の実施に努める。

また，環境学習の場の整備や，草刈等の管理等を行う際には，生態系への配慮に努める。

#### 生態系への配慮の例

##### ● 河川改修

河川改修の際には，魚類の棲息場や遡上ルート確保に努める。(ウォータークッション等)

##### ● 照明灯の設置

街路灯や防犯灯などの照明灯を設置する際には，「光害対策ガイドライン」(環境省)に則して，生態系に影響を与えないような場所への設置や構造にするよう努める。

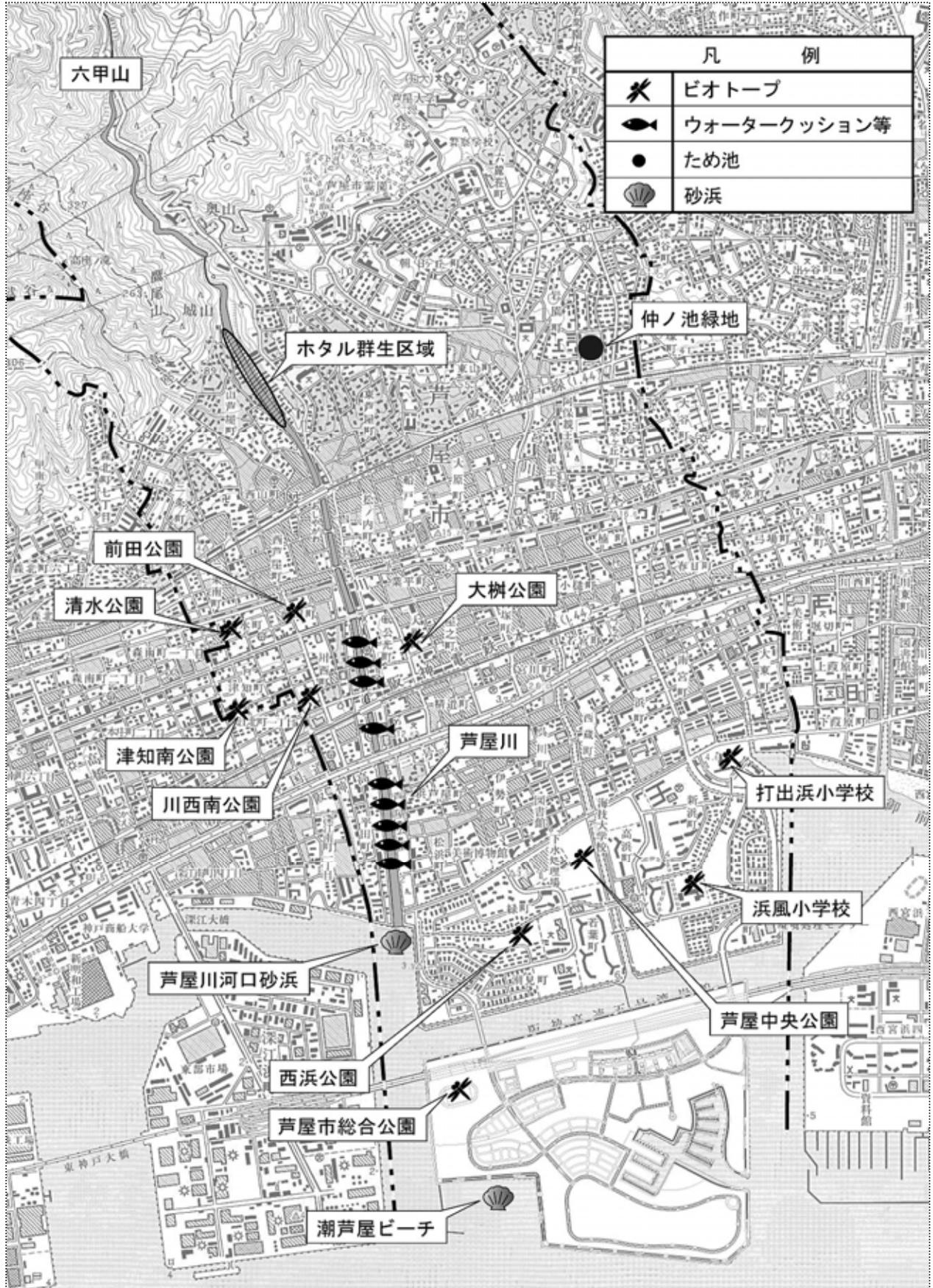
##### ● 草刈

河川敷等の植物を刈る際には，その植物を食草や産卵場所として利用する昆虫類等に配慮した時期を選定するよう努める。

1) 一般には，下流部の水流を減勢するために整備する構造物。「芦屋川河川環境整備計画」では，渇水時の魚の住居と位置付けている。

2) 様々な生きものが，お互いに関係をもって暮らしていける空間

体験型環境学習の場（平成 16 年 4 月現在）



#### (4) 環境情報の充実

環境情報は、市民・事業者・市が環境に関する様々な取組を実施する上での基盤となるものである。環境情報を充実させるため、各主体がそれぞれ持っている情報を集約し、体系的に整理した上で、共有化を図り、環境の保全・育成・活用・創造のための基礎資料として有効活用に努める。

##### 環境情報の把握

環境測定（大気質，水質，有害化学物質，騒音・振動等）や自然環境調査の実施，環境学習等により得られる情報の収集により，環境情報を把握し，体系的に整理する。

##### 環境情報の発信

ホームページ，市広報紙，広報掲示板などを用いて，環境情報をできるだけ分かりやすく，広く発信する。

また，環境保全活動に積極的に取り組んでいる市民・事業者などの活動を顕彰し，環境保全活動の促進を図る。

#### 発信する環境情報の例

##### ● 環境学習教材に関する情報

環境学習への活用が可能な書籍（絵本・マンガを含む。）・ビデオ等や，環境家計簿等の環境に配慮した暮らしに役立つ資料に関する情報

##### ● 自然環境に関する情報

生きものの生息等の自然環境の状況

##### ● 大気等の現況に関する情報

市域で測定している大気等の測定結果や，公害対策の動向等

##### ● 廃棄物に関する情報

家庭ごみハンドブック，市広報紙（環境特集号），ごみ処理事業概要等

##### ● 環境学習に関する情報

環境学習（イベント，セミナー等）の案内，環境学習により得られた情報や成果

##### ● 各種会議の活動報告

芦屋市環境審議会，芦屋市環境づくり推進会議，芦屋市リサイクル推進会議等